

●平成22年度 監査テーマ 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

I. 公の施設の施設運営について

2. 指定管理者制度の導入施設について

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置
5	枚方市総合福祉センター	物品番号の付与 〔報告書43ページ〕	指定管理者への貸与備品については、当該一覧表と現物の照合は行われていたが、品名と場所から判断しており、台帳と現物の照合を明確に行えるように、管理簿に物品番号、品目、保管場所を明確にするとともに、各物品には物品番号を付したシールを添付すること等により適切に管理すべきである。	福祉部	指定管理者と協議を行い、管理簿に物品番号、品目、保管場所を明確にするとともに、すべての貸与備品について、H23年度中に物品番号を付したシールを添付した。
6		物品の区分けについて 〔報告書44ページ〕	視察の際に物品を確認したところ、指定管理者への貸与備品と指定管理者所有の備品が明確に区分されていなかった。平成18年度から平成20年度に購入された物品の取り扱いを解決したうえで、指定管理者への貸与備品と指定管理者の備品を明確にする必要がある。	福祉部	備品の区分について、指定管理者と協議を行い、シールの添付にあわせ、指定管理者への貸与備品と指定管理者の備品を明確にした。
8	枚方市自転車駐車場	指定管理者の財務健全性について 〔報告書50ページ〕	公募においては複数の団体が申請する中、財務健全性が検討されている状況を鑑みると、今後も非公募で選定するならば、交通対策課と高齢社会室の間で、指定管理者たるシルバー人材センターの赤字の計上理由などの決算情報、財務健全性の分析などを共有し、指定管理者の事業の継続性を検討すべきであると考えられる。	土木部	高齢社会室の把握している決算情報、財務健全性の分析の説明を受け平成23年度指定にあたり意見交換を実施し、自転車駐車場の事業計画、事業決算を高齢社会室と交通対策課が相互に確認しました。

II. 公の施設の施設管理について

3. 個別施設

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置	
11	枚方公設市場サンパークおよび枚方公園青少年センター	備品の管理状況の確認 〔報告書80ページ〕	社会教育部の物品管理については所在地別の登録になっておらず、枚方公園青少年センターにあるべき備品が把握できない状況であった。 まず、台帳上で枚方公園青少年センターにあるべき物品を特定したうえで、その内容を確認する必要がある。 物品については、年一回現物と台帳を照合しなければならないため、それができる体制を整えることが肝要である。	子ども青少年部	台帳上で枚方公園青少年センターにあるべき物品を特定し、当センターにて管理していることを確認した上で一覧表を作成しました。	
14	市民交流センター	備品の管理状況の確認	登録状況について 〔報告書88ページ〕	市民活動課の物品管理については所在地別の登録になっておらず、市民交流センターにあるべき備品が把握できない状況であった。 まず台帳上で市民交流センターにあるべき物品を特定したうえで、その内容を確認する必要がある。 物品については、年一回現物と台帳を照合しなければならないので、照合可能な体制を整えることが肝要である。	市民安全部	市民活動課所管備品一覧内の備品所在名称に施設名を記載することで各施設ごとの備品が確認できるよう改善した。
15			破損した備品について 〔報告書89ページ〕	備品である姿見がひび割れた状態で集会室におかれていた。市の財政を鑑みると修繕の優先度は低いものの、衝撃が加わった際に、破損する可能性が高く、その際に利用者が破片でけがをする可能性があるため、使用方法や保管方法について留意する必要がある。	市民安全部	平成24年3月26日に新しい姿見を購入し、ひび割れがある姿見については廃棄処分した。